

## 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

多摩市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、多摩市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる多摩市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、多摩市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を派遣要請書(第1号様式)により要請することができる。ただし、派遣要請書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは派遣要請書により乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、業務報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。ただし、業務報告書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに業務報告書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、業務報告書により甲に報告するものとする。ただし、業務報告書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに業務報告書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に変更通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して事故報告書(第4号様式)により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、事故報告書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに事故報告書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に担当部署名簿(第5号様式)により通知するものとする。内容に変更が生じた場合も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年3月18日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
東京都多摩市  
代表者 多摩市長 阿部裕行

乙 東京都昭島市拝島町4丁目8番地1  
佐川急便株式会社  
西関東支店 支店長 鈴木将義

派遣要請書

佐川急便株式会社

様

多摩市長

「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣

作業 場所	施設名		
	住所		
	連絡先	担当者氏名	TEL FAX
取り扱い物資	品目		数量
	品目		数量
	品目		数量

2 物資の荷捌き業務に必要な資機材の提供とその操作者の派遣

搬送先	施設名		
	住所		
	連絡先	担当者氏名	TEL FAX
資機材			

3 物資の輸送

搬送元	施設名		
	住所		
	連絡先	担当者氏名	TEL FAX
搬送先	施設名		
	住所		
	連絡先	担当者氏名	TEL FAX
搬送物資	品目		数量
	品目		数量
	品目		数量

4 物資集積拠点の提供

5 その他、甲が必要と求める事項

業務報告書

多摩市長

様

佐川急便株式会社

「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書」第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

項目	内容
実施の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
場 所	施設名 住 所
従事者数	指導者派遣人数 名 (延べ人数) 荷役提供者人数 名 (延べ人数)
資機材の使用	
物資の輸送	使用車両数 台
物資集積拠点の提供	施設名 住 所

変更通知書

様

「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書」第6条の規定に基づき、次のとおり通知します。

変更内容

事故報告書

多摩市長

様

佐川急便株式会社

「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書」第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発 生 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
事故の発生状況 及び原因	
死傷者等の状況 及び対応	
そ の 他	

担当部署名簿

【多摩市】

（ 年 月 日現在）

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

【佐川急便株式会社】

（ 年 月 日現在）

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

（目的外使用禁止）

災害時における物資供給協定等に記載する事項以外には利用しない。